

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 号
件 名	新潟市議会図書室規程第2条第2項（市職員研修用図書の備え付け）の違法性について
要 旨	<p>新潟市議会図書室規程第2条第2項（図書の保管等）には、「…市長からその管理を委託された市職員研修用図書を備え付けるものとする」との条文があり、現在においても全142冊が保管されている。</p> <p>昭和37年6月1日に施行されたもので、当時の渡辺浩太郎市長と村山勇一郎議長の不適切な関係が半世紀の長きにわたる現在に至り、篠田昭市長と藤田隆議長に漫然と引き継がれている事実が判明した。</p> <p>その理由は、地方自治法第100条第18項に定める図書室附置の目的は、「……議員の調査研究に資するため、……」と規定され、執行機関の人事管理事務の一端を議会が担うことは法の趣旨に照らして不適切な関与（癒着）と考察する。</p> <p>あえて、地方自治法第104条（議長は議会の事務を統理）を考慮しても、議会議長の権限は議会を指したもので、執行機関の事務にまで及ぶものではない。</p> <p>地方議会は議会制民主主義にとって基幹的の制度であり、二元代表制で市長と対等な立場にあって不当な執行行為を摘発する、批判と牽制の監視機能が重要任務として存在する。</p> <p>両者が対峙し日常的な緊張関係（監視機能）が失われていたことは、平成22年9月議会から行っている陳情及び平成23年6月議会の議事録でも証明される。</p> <p>その機能喪失が現在に至り追認機関に成り下がっている新潟市議会の現状であり、議会と執行機関が裏で懇ろな関係にある癒着が起因と洞察される。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年9月14日 議会運営委員会
受 理	平成23年9月9日 第284号

陳情第11号

	<p>そのような不適切な関係関与を速やかに解消し、市民の利益を保護すべき本来の議会運営に戻るべきものと考察する。</p> <p>なお、同規程部分削除の提言は議会事務局調査課を通じて図書室管理者及び所管庁に行い（平成 23 年 7 月 29 日等）、真摯な返答を得た。</p> <p>新潟市職員研修用図書として購入されていた書籍の一部には、地方公共団体の職員研修とは到底考えられない娯楽的雑誌が含まれている。（その一部）</p> <p>「ゴルフ大百科」杉原輝雄、「紳士は競馬がお好き」石川喬司、「生きて行く私」宇野千代、「諧調は偽りなり」瀬戸内晴海、その他。</p>
--	--